

対馬市島っこ留学（しま親留学）募集要項（令和9年4月留学）

1 目的

この制度は、市外から対馬市内の小学校・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、対馬市内の受入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て受入れを実施し、対馬特有の自然環境及び歴史文化、国際交流等のなかで様々な体験学習を通して、心身共に健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

2 募集基準

- (1) 地域の自然や環境を理解し、入学又は転学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 対馬の勇壮な大自然の中で、様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 小学4年生から中学2年生までの児童・生徒（令和9年4月時点）
- (5) 募集人数は1名

3 契約と留学期間

- (1) 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。ただし、継続を希望する場合は、対馬市島っこ留学推進協議会（以下「推進協議会」という。）に申請し、契約を更新することができます。
- (2) 契約は、推進協議会、留學生の実親とその保証人、しま親の4者間で行い、契約事項を誠実に守ることとします。

4 応募方法と申込み期限

- (1) 別紙「島っこ留学申込書」（ホームページからダウンロードできます。）を推進協議会（対馬市教育委員会事務局内）に郵送で提出してください。
- (2) 申込み期限は、令和8年12月28日（月）までです。

※留学を希望される方には、必ず「事前視察」をしていただきます。事前にお電話にてお問い合わせください。（交通費一部助成あり）

5 留學生の決定

- (1) 対馬での生活や学校生活をスムーズに開始できるように、現在通学している学校へ事前に連絡を取らせていただきます。
- (2) 必要に応じ医療機関等の検査資料を提出していただくことがあります。
- (3) 島っこ留学推進協議会で選考のうえ決定し、結果通知を2月中に発送します。

6 留学に関わる費用

- (1) 留學生の実親は、委託料として一人あたり月額4万円を、毎月25日までに翌月分（前納）納入していただきます。
- (2) 学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、交通費及びその他児童・生徒にかかる費用は、実親負担です。
- (3) (2)については、実親としま親が協議のうえ、概算で預かり別途精算します。

7 しま親

- (1) しま親は、留學生を家族の一員として、他の家族と区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、心身の健全な成長を願い、養育にあたります。

- (2) しま親は、学校運営に対し実親と同様の立場で参加します。また、しま親は実親との連絡を密にして、留学生に対し適切な対応を心がけます。
- (3) しま親は、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。もし発生した場合には、しま親が適切な処置を行うとともに推進協議会に報告し、両者協議のうえ対応します。
- (4) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとしていますが、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議して決定します。（滞在負担金あり、交通費一部助成あり）

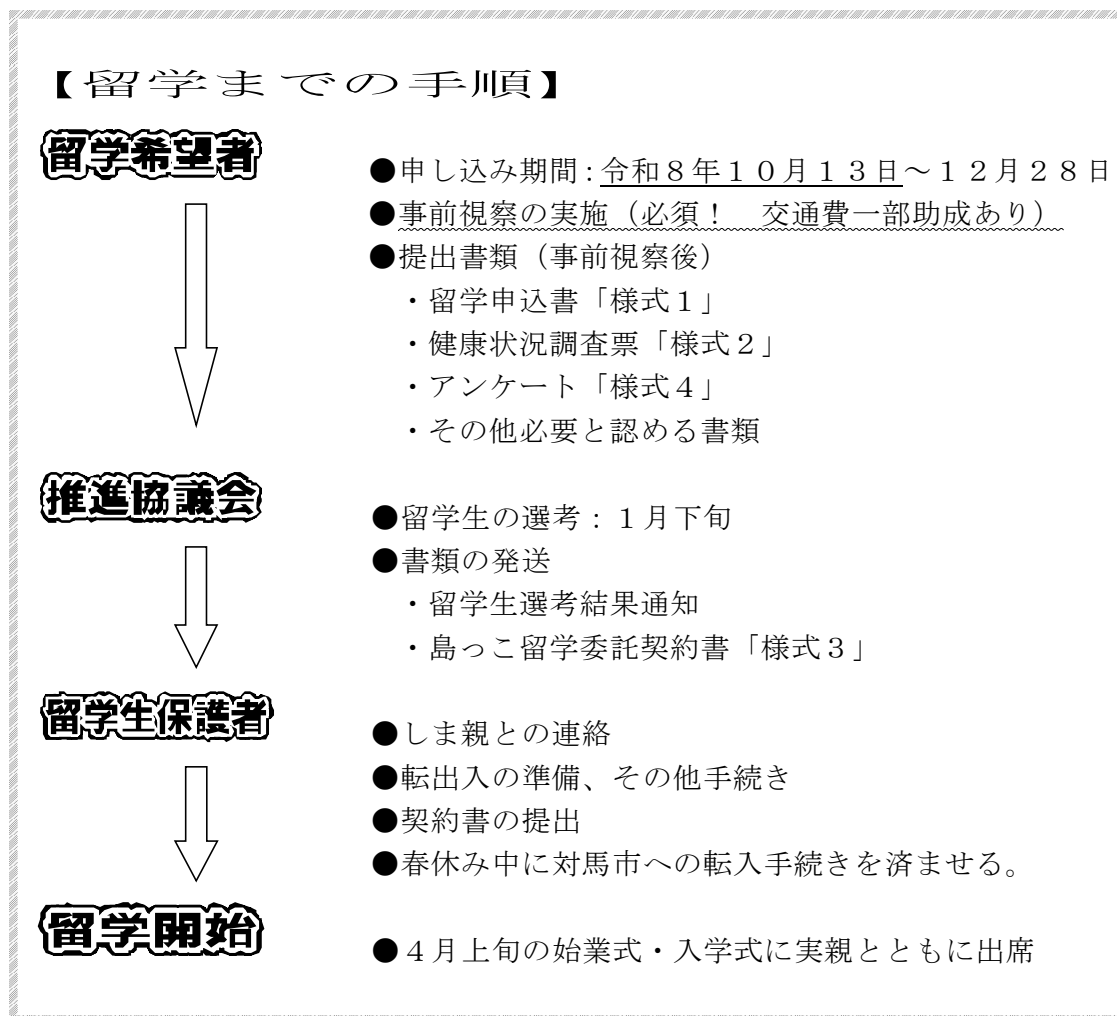
8 解約

次の事項に該当する場合は、留学生受入を解約することができます。

- (1) 留学生の問題行動等により、しま親の指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書に虚偽があるとき

9 その他

- (1) この規程及び対馬市島っこ留学制度実施要項に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、しま親、推進協議会が協議のうえ善処することとします。
- (2) この規程は、令和8年8月1日より施行します。



対馬市島っこ留学推進協議会（対馬市教育委員会事務局内）

〒817-1301 対馬市峰町三根451番地

(TEL) 0920-88-2000 (FAX) 0920-88-2005 (mail) t_kyouiku@city-tsushima.jp